

働き方改革の実現に向けた取組事項の詳細

1 労使団体への協力要請

山梨労働局長及び労働基準部長が、管内の事業主団体等を訪問し、働き方改革について、傘下企業等に対する取組の要請、本部の設置や「働き方・休み方改善ポータルサイト」（平成 27 年 1 月下旬開設予定、以下「ポータルサイト」）の周知等に対する 協力の要請を行い、「働き方改革」に向けた機運の醸成に努めます。

2 企業トップへの働きかけ

管内に本社機能を有する主要企業のトップ等経営者を計画的に訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかけます。

その際、参考となる先進的な取組事例や好事例を収集します。

3 地方自治体、事業主団体等との連携

地域における雇用の質を重視した職場作りを推進する上で、働き方の見直しに向けて地域全体における機運の醸成を図ることが重要であることから、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報に係る取組を県、市町村、事業主団体等と連携して進める等、県、市町村、事業主団体等との連携を強化します。

4 取組事例の情報発信、各種会合等での周知啓発

(1) 山梨県内企業における取組内容について、企業の実情を得て山梨労働局のホームページ等に掲載するなど、情報発信に努めます。

(2) 山梨労働局や地方自治体、事業主団体等の主催する会議、セミナー等あらゆる機会を活用し、働き方改革に向けての働きかけ、周知啓発、情報提供を行います。